

神谷小学校区タウンミーティング議事録

期 日 令和7年7月22日(火) 15:00~17:10

場 所 牛久市保健センター2階研修室

1 市長挨拶

市長挨拶

2 市側及び行政区側出席者紹介

配布資料のとおり

3 市政情報のご案内

(1)国勢調査2025(経営企画部政策企画課)

神谷行政区)オンライン回答を推奨される理由はありますか。

経営企画部長)まず、回答の書き漏れがないことです。オンラインの回答ではすべての項目に回答いただかないと次に進まないようなシステムになっております。また、調査員が調査票の回収などに回りますが、オンラインで回答いただければ再度訪問する必要がなく、回答を提出いただく世帯の方にとっても調査員にとっても手続きの負担軽減となりますことが推奨の理由となります。

神谷行政区)調査員には、オンライン回答を推奨するように連絡してよろしいでしょうか。

経営企画部長)インターネットの取り扱いが苦手な方や高齢者の方にはハードルが高くなりますので、推奨はいたしますが提出については手渡しや郵送でも問題ないのご案内いただければようご指導いただければと思います。

(2)うしく健康プラン21(第3次)から見た牛久市の健康課題(保健福祉部健康づくり推進課)

(3)牛久市公式 LINE を活用した情報提供システム(建設部道路整備課)

女化行政区)通報件数について、電話等での通報に対し比較はいかがでしょうか。

建設部長)電話等の件数について集計が取れていないため具体的な件数の比較はありませんが、以前より増加傾向にあると感じています。プレスリリースや市ホームページへの掲載を通じ多数の通報をいただいたほか、今回タウンミーティングを通じて行政区内に周知いただくことで活用される機会が増えることで、道路補修、カーブミラーの破損、動物の死体回収などは、迅速な対応が安全に繋がると考えます。

これまで行政区長様に地域の情報をまとめて提供いただいていた方法につきましては、今後も継続していただき、LINE でも通報が可能となったことで通報の手段が増えたと理解いただければと思います。

栄東行政区)管理不全空き家について、管理されているのかどうかは外観でしか判断できませんが、そのレベルの情報でも大丈夫でしょうか。

建設部長)管理不全空き家に認定されるかどうかにつきましては市が確認いたしますので、少し気になるというような度合いの内容でも通報いただければと思います。通報いただければ、市で現地の訪問や水道の使用状況などを確認し、空き家なのか・管理されているのか・所有者は誰か等を調査させていただきます。

4 行政区との意見交換

令和7年度タウンミーティングでは、各行政区より賜りましたご意見のうち、1件を抜粋して担当する部長より回答いたしました。その後、行政区の皆様より一覧の回答に対して、再度ご意見・ご質問等をいただいたものです。
なお、回答については、資料「神谷小学校区 意見・回答一覧」内、「意見に対する回答」に記載されているとおりです。

栄東行政区-意見No.1「公共ライドシェアの運用時間の見直し」について、経営企画部長より回答いたしました。

栄東行政区)4月末に説明会を実施いただき、その際に出た意見として「3時で終わってしまうのか」という声が多くありました。システム構築や運行時間を決めるには多くの時間を費やしたかと思われそうですが、実際に説明を受けて利用が難しいなと感じました。他市の運用方法を拝見すると運行時間を含め使い勝手が異なり、牛久市も独自の設定かと思われそうですが、今後見直す機会があればぜひ時間についても見直しをお願いいたします。

経営企画部長)ライドシェアにつきましては4市合同で開始いたしましたが、その運用方法についてはそれぞれ異なります。統一されている事項は「一般の車を使用すること」であり、運用の時間帯は交通空白の考えからうしタクの予約が困難な時間帯を設定させていただきました。現在、ライドシェアは利用者が伸び悩んでおり、利用者が増えてきた段階で時間等の見直しを検討してまいります。

栄東行政区)意見No.2 について、近隣公園ステージと観覧席の整備とはどのような形になるのでしょうか。

建設部長)①のステージの対岸②土部分を階段状にし、腰を下ろせるようにすることで、①ステージの観覧席としても活用できるようにと考えており、現在設計を進めているところです。

栄東行政区)池の水について、綺麗にはならないのでしょうか。

建設部長)市としても苦慮している問題であります。池には循環システムがついておりますが、夏になると暑さで水質が悪化してしまう状況です。

今年1、2月頃に池の水を抜き水面下のヘド口を撤去し、その後は水質の改善が見られたものの、暑さが厳しくなってくると水質が悪くなってきている現状となります。

市長)今回、近隣公園の工事を行う目的といたしましては、主として観覧席を設けるためではなく、池の水をせき止めている木の状態が悪く水が越水してしまっていることから、工事を行うのであれば市イベントでも使用される場所としての整備を併せて行えないか検討し、実施することになりました。

また、池の水質が悪かったことから水を汲み出しヘド口の掃除を実施し、綺麗な環境に戻したところですが、半年ほど経過すると水質が悪化しています。これは、池にいる鯉の糞などによるもので、本来は生息物のいない場所ですが人の手によって放された生物が定着したという経緯があります。生物を別の場所へ移すことも検討いたしました。鯉を心配するお声を多数いただきましたので、現在は近隣公園の池に戻されています。

この場所は公園としての活用ではなく、調整池として機能しておりますため、基本的に遊具等の設置ができませんことを、ご意見くださりました方々にも周知いただければと思います。

栄東行政区)近隣“公園”となっているため、子どもの遊び場も兼ねているのかなと思いますが、遊んでいる姿を見ないので、例えばアスレチックやシャトーの樽を遊具として設置することで遊び場として活用できないかと考えました。調整池であるとお伺いしましたので難しいことは理解いたしました。散策道のある公園上側にでも子どもが遊べる場所を少しでも設けていただけたら良いなと思います。



建設部長)調整池であるため、台風や大雨の際には、ステージに立って身長近くまで雨水が溜まった跡もあり、その機能を果たしております。

また、夏には水遊び場を期間限定で設置しており、そこへお子様を連れてきて遊ぶ家族の姿を拝見するほか、平場ではキャッチボール等をしている中高生もいらっしゃいます。アスレチックの設置につきましては、実施が可能かどうか今後調査してまいります。

神谷行政区-意見No.5「牛久シャトーの今後」について、環境経済部長より回答いたしました。

神谷行政区)意見No.4の防災につきましては、最近では大きな災害を伴う地震がいつ起きてもおかしくないと言われておりますが、自地域住民の防災意識が中々高まらないと感じておりますので、「行政区の防災組織に入ろう」など直接的な呼びかけをしていただき、今後も市民の防災に対する関心を高めるためバックアップしていただければと思います。

また、意見No.3の牛久シャトー株式会社の事業再生計画策定のための有識者会議について、市民からも沢山の意見が出てきていると思います。沼田市長が社長に就任されたことを踏まえ、決意表明をお聞かせください。市民部長)防災関係につきましては、行政区の加入率が下がっており、これを高めることで地域の防災力の向上、防犯力の向上、さらには健康に繋がるということ PR していかなければならないと認識しておりますので、今後も周知に努めてまいります。

市長)牛久シャトーについて、3月より社長を務めさせていただいております。牛久シャトー株式会社が立ち上がってからコロナ等もありましたが、なかなか市民の意見が届くような会社ではなかったのかなと思います。昔からシャトーを知っている市民からすると非常に物足りない、意にそぐわないような施設であったと感じています。

3月に就任して初めに、シャトーが一番集客する花見の時期に行うバーベキューを楽しみにしている市民の方のため、準備を速やかに進め、多くの市民の方々にご利用いただきました。これまでは20名以上の団体でないと予約ができなかったところを、4名以上に変更し飛び込みでもご利用いただけるよう改善いたしました。

私も、牛久シャトーはオエノンが事業を撤退した際に市民から2万筆以上の署名が集まったことを受け、改めて牛久シャトーの価値の大きさを感じました。有識者会議を市の先導のもと行っておりますほか、議会でも特別委員会を設け牛久シャトーへの提言を最終的に報告いただき、それらの意見について今後の牛久シャトーにマッチするかを見極めながら牛久シャトーの復活に努めてまいります。

難点としては、牛久シャトーは牛久市の所有ではなくオエノン株式会社の所有であることから、牛久シャトー株式会社とオエノン株式会社の契約に基づき事業を進めていかなければならないため、オエノン株式会社の合意をいただきながら取り組む必要があり、スピード感にかけてしまうところです。そういった仕組みも広報紙等で発信しておりますが、まだ広く認知されておりませんので、それも併せて市民の皆様にも周知してまいりたいと思います。栄東行政区)新聞にて、シャトー再生計画の策定が7月に出ると拝見いたしましたがその点についていかがでしょうか。

市長)本来は6月に終わる予定でしたが、内容が膨大になりましたため急遽会議を1回追加いたしました。随時有識者会議の概要については報告されておりますが、最終的に取りまとめられた報告書は拝見しておりませんので、報告書が出てきた段階で内容を精査し、実行についてオエノンの合意が得られるように交渉してまいります。

かわはら台行政区-意見 No.6「下校の見守り・小中学校環境美化(草刈り)協力」について、教育部長より回答いたしました。

かわはら台行政区)中根小学校校区は日にちを決めて毎日の見守りは行っていない、そういう地域もあるかと思いますが、回答に他市町村の事例を調査するとありましたが、他市町村はもとより市内を含め参考となるような事例を早急にいただければと思います。

これはかわはら台行政区だけでなく、神谷小地区社協の問題と捉えております。地域住民の協力による登下校の見守りにより親御さんにとっても安心・安全に登下校できていますが、現在、夏の厳しい暑さの影響もあるほか、見守り頂いている方々が数年後には高齢化により活動ができなくなる可能性が高いです。例えば車で行き来して

いただくなど何か手立てはないか、真剣に取り組んでいただければと思います。

また、行政区の未加入問題について、笠間市では条例を策定してからその後の経過について、区長会役員会の時などに情報提供いただけるとありがたいです。行政区加入促進に向けてチラシの作成や転入者へのご案内などを行っていただいておりますが加入率は年々減ってきており、区長会の情報交換会では「区費を安くする」などの取り組みも例に上がりましたが、規模の小さい行政区では運営が成り立たなくなってしまうデメリットもあり、課題は様々で難しいところとは思いますが、笠間市や全国を調査いただき区長会へ情報提供いただければと思います。

さくら台行政区)さくら台では、夕方4時ごろから防犯パトロール車が通学路を見守ってくれています。防犯パトロールと見守り活動は重なる部分がありますので、そういう部分をもっと活用すると良いのではないかと思います。

神谷行政区)自治会離れの一つの原因として、自治会費を払った恩恵を感じられないという方が多いと感じます。

神谷行政区では区内に設置されている消火器120個について、行政区で設置している旨を記載したステッカーを貼る計画を進めており、区民の皆様には行政区で防災の取り組みを行っていることを宣伝する目的があります。

また、行政区内ではごみ置き場について「このごみ置き場は神谷行政区で管理しています」というステッカーを貼ったらどうかという意見が出ていますが、これについてはいかがでしょうか。

市民部長)下校と防犯パトロールの件につきましては、連携して行っていくべきと思いますので、改めて防犯パトロールを実施している地域安全課にて可能な範囲と方法について見直しさせていただきます。

また、自治会加入のメリットについて、消火器の話もありましたが、市が税金で行ってくれているというような誤解もあると思いますので、行政区で実施している取り組みについて周知を図ることは大切なことだと思いますので、ステッカーでの掲示は実施いただいて問題ないかと思います。

最後に、行政区の加入率低下に関する問題につきましては、ご提案いただきました笠間市の条例制定後の状況や、他市町村の状況につきましては調査させていただき、区長会役員会等で報告させていただきます。

教育部長)登下校の見守りについて、現在行っているような共に登下校いただく形の見守りは一番丁寧な方法であり、こういった方法での見守りがいつまでできるのかというのは大きな課題であります。

これからどういう形で子どもたちを見守っていけば良いのか、子どもたちと一緒に登下校せずとも、地域ぐるみで見守っていくような方法、いわゆる「ながら見守り」というようなやり方を行っていけないか、無理なくできる範囲で子どもたちに目を向けていただき、小さな取り組みを積み重ねることで地域ぐるみで子どもたちの安全を守る環境ができていけば良いかと考えています。

また、防犯パトロールとの連携も検討してまいります。

かわはら台行政区)防犯パトロールや行政区での協力があるだけでも良いと思いますので、ご検討いただければと思います。

また、市には行政区の集会所が第1次避難所になるということをより強く訴えていただきたいと思います。各行政区では避難所としての設備を整えており、何かあれば地域の方が第一に避難する場所となりますので、徹底して周知いただきたいと思います。

市民部長)災害時は共助が必要であるということが伝わるよう改めて広報活動してまいります。

環境経済部長)ごみ集積所の表示についてお答えいたします。表示は管理してる方の判断で問題ないかと思います。

女化行政区-意見 No.8「区長の報酬」について、市民部長より回答いたしました。

女化行政区)事実に基づくボランティアというのは正しいかと思います。昔は名誉職でありましたが、現在はなぜ区長をやっているのかと言われてしまうのが現状です。行政区としては、次期区長候補者を集める意味でも、ある程度の区長報酬があることが必要であると考えます。区長の成り手がいない原因を考えますと、行政区が平和であり、日常生活で区長・行政区がなくても困ることはないからではないかと思います。今の状況からすると、多少でも区長になることで報酬が得られるとこをメリットとして周知できるよう考えていただきたいと思います。

さくら台行政区)意見No.10で提言させていただきましたが、他の市町村では区長の報酬を増額しているところも

あり、本当に困っているのだと思います。そのぐらいの覚悟でやっていかないと、区長のなり手がいない時代になってしまいますし、長く続けるには次の成り手が複数いないといけません。何とかするには検討するだけではなく、行動に移していかないと行政区としては困りますので、市には実行をしていただきたいです。

かわはら台行政区)以前、神谷小学校区内で区長手当について協議した際に、区長はボランティアという前提であり比較的多く報酬を得ている行政区は、報酬の額を下げた経緯もあり、区長は地域のために自分の力を微力ながら捧げようという気持ちで引き受けておりますので、労働に対する対価として考えるのは好みません。

市民部長)区長という立場が、市が有償ボランティアとして業務を依頼する役割と、自治会の会長としての役割があり、市は区長職に対し謝金を支払っておりますが、自治会長に対し、どの程度の報酬を支払うのかはそれぞれの自治会で運用されているのが現状です。一概に妥当な金額というのは申し上げられませんが、成り手がいないというのも事実ですので、区長会役員会で議論を深めさせていただければと思います。

さくら台行政区-意見 No.9「地区社協の廃止」について、保健福祉部長より回答いたしました。

さくら台行政区)行政区からも役員をだしておりますが、負担となり役員をやめた方もおり、そこまでして維持していく必要があるのかという疑問があります。社会福祉の定義を考えた時に、困った人を助けること・みんなが楽しく地域で暮らすことを担っていると思いますが、自治会は自治会の運営だけで大変であり、さらに市からも依頼がありそれらを処理するだけでも区長及び役員は負担となります。そういった沢山の事を自主的に行うボランティア精神に溢れている人ばかりではありません。行政区の役員の中では、地区社協は不要であると意見が出ており、負担となるものを続けることの方が良くないのではと感じます。

できない理由を回答いただくのではなく、課題を踏まえ一歩踏み込んだ答えを回答いただきたいと思いますが、私としては地区社協を無くしてほしいという意見です。

保健福祉部長)ご意見いただきました内容につきましては、大きく受け止めなければいけないと感じております。私自身、コロナ禍以前に、神谷小地区社協の皆様と共に活動し、地区社協の活動について考える機会をいただいたことがあります。ご意見の通り、それぞれの行政区でも十分色々な活動をされておりますが、そこからもう一步広げた小学校地区単位で行政区を超えた広域で活動を共有することで、横の繋がりができ意識が高まるほか、地域の力が根付いていくことを、その時に肌で感じさせていただきました。地域の繋がりが希薄になっている時こそ、なお一層横の繋がりで協力していくというのが必要であり、それが子どもから大人までの地域福祉に繋がっていくと感じます。

ただし、現状として負担になっているという事実もございますので、現在の活動内容を整理し社会福祉協議会と共に今後の活動について検討してまいります。

かわはら台行政区)さくら台行政区の意見では、地区社協業務は青少年育成市民会議でカバーできるとありますが、青少年育成会議の目的は「青少年の育成」であり、地区社協の目的は「地域の福祉向上」「地区の誰もが幸せに暮らすことができるまちづくり」であり地域住民全員が対象のため目的が大きく異なります。

神谷小地区社協では、行政区の区長が役員を兼ねた方が情報伝達しやすく活動が円滑になると考え、区長が役員を担うこととなったと聞いておりますが、負担があるのであれば、他の地区社協を参考に元区長や地域ボランティアに監視員のある方に担っていただくように検討していくことも可能ではないかと思えます。

神谷行政区)地区社協の役員を担い活動したことがありますが、その時に地区社協は必要だと感じました。地域の高齢者や子どもたち、様々な方の見守りを含め、地区社協の活動をなくすことはできないと思いますし反対です。

存続については、組織の在り方を見直すなど神谷小地区社協内で協議し検討してはいかがでしょうか。

5 その他

栄東行政区)区長の成り手不足について意見がありましたが、行政区数が多いのではなでしょうか。合併等で区割りを大きくして区長の総数を減らし、その分区長報酬も増えます。また、行政区の在り方について考えていかなければいけないと思います。

市長)先ほど意見もありましたが、昔の区長と今の区長で状況が変化してきていることは承知しております。また、社会のニーズも多くなり色々な意味で多様化してきている中、地域の課題を解決する取り組みが、区長の業務となり増えてきたものと考えます。行政としても区長に頼りながら取り組んできたことが、それもまた区長の負担になっており、区長の負担を軽減するべき時期に来ていると思いますので、在り方について検討をさせていただきます。

現在、行政区の事業のひとつである「たまり場補助金」についても活動状況の異なる行政区が一律の補助金では公平性に欠けることからルールの見直しを行いました。少なからず批判の声もございますが、いつかは見直さなければいけないものであり、区長業務の負担軽減を含めて皆様よりご意見いただいた内容について検討してまいります。

かわはら台行政区)市内外に関係なく、牛久シャトーの非公開部分については、予約すれば見学は可能でしょうか。

市長)事前にご連絡いただければ可能です。

さくら台行政区)追加資料「太陽光発電施設の設置に係わる関係法令の整備を求める要望活動について」より、牛久市内の太陽光発電施設について、20～30年経過して使用されなくなった太陽光発電の廃棄方法は決まっておらず、このままでは牛久市にあのまま残ります。未来の牛久市・子どもたちのことを考えてほしいと思いますが、市としては率先して対応いただいております、あとは国や県に期待するしかないのかなと感じました。

市長)市内で2箇所問題となっている太陽光発電施設がございますが、市では止める権限がありません。市としても、県や国に要望しており、その後どう取り組んでいただけるかは注視していかなければいけないと考えております。

午後5時10分 閉会